

第5号様式(第7条関係)

会議録

会 議 の 名 称	第1回 清須市都市計画審議会		
開 催 日 時	令和5年3月7日(火) 午後2時00分から午後3時00分		
開 催 場 所	清須市役所 南館3階 第1会議室		
議 題	名古屋都市計画生産緑地地区の変更(案)について(清須市決定)		
会 議 資 料	資料 1. 名古屋都市計画生産緑地地区の変更(案)		
公 開 ・ 非 公 開 の 別 (非公開の場合はその理由)	公開		
傍 聴 人 の 数	0人		
出席者 及 び 欠席者	出席委員	河邑委員(会長)、伊藤委員、百瀬委員、河村委員、時田委員、渡辺委員、鈴木委員、天野委員、大塚委員	
	欠席委員	無	
		永田市長	
	事務局	長谷川建設部長 都市計画課 鈴木課長、大竹係長、江崎主査、平松主任、太田主事	
会議の経過			
<p>○開会(午後2時00分)</p> <p>○市長挨拶</p> <p>○会 長 事務局から説明をお願いします。</p> <p>●事務局 資料1に基づき説明</p> <p>○会 長 ありがとうございました。ただいまの説明についてご意見、ご質問がございましたらお願いします。</p> <p>○委員 地籍調査と地籍測量があるが、どういう違いか。</p> <p>●事務局 地籍調査は、土木課が地区ごとに行っている地籍調査で、地籍測量は土地所有者自身が自分の土地を測量し確定する測量になる。</p>			

○委員

地籍調査と地積測量の両方記載されているところはなんなのか。

●事務局

両方記載されているところは、まず市の土木課が地籍調査を行いまして、そのあとに土地所有者自身で所有の土地について測量したものになる。

○委員

生産緑地の指定がされてから、15年計画経過しているが、当初の総面積の指定はどれぐらいで、15年経過してどれぐらい減ってきているのか。

平成29年の5月、改正都市計画法に基づき、市の条例化により500㎡から300㎡に面積の緩和要件が法改正された。愛知県内に33特定市がある中で、現在6都市が条例化されている。これは30年経過後のお話もありますが、今清須市としてはどのような方向性を考えられているのか。

近隣都市では、名古屋市は毎年新たな生産緑地30年継続を募集しており、北名古屋市は今回4月1日から30日までの1ヶ月間、新たな生産緑地を募集している。清須市としても、こういった追加指定の考えを持っているのか。

●事務局

当初の生産緑地指定面積ですが、3市合併直後で団地数が168団地、面積が約13.7haになります。春日町が合併し、団地数が3団地増え171団地になり、面積が13.9ヘクタールになります。

2つ目の法改正による面積緩和ですが、結論から申しますと、今本市の方でその引き下げということを検討しておりません。

3番目の質問で追加指定の話ですが、当然名古屋市や北名古屋市などの自治体で実施されていることも当然把握はしていますが、現状本市において農業従事者が減ってきている現状が顕著な中で、追加指定の必要性につきまして、一部の方の要望については私らも把握はしておりますが、市全体として追加指定していく必要性については、現時点で考えていない状況です。

○委員

同じ番号で1団地になっている図面の箇所というのは、500㎡切っている方が解除され、500㎡以上の農地の方が残ったため、生産緑地指定を継続できたが、このような組み合わせの一団の土地ってというのは、全体の指定の中でどれぐらいのあるのか。

逆の場合は道連れ解除がされますので、500㎡切った場合には営農の意思があっても解除されてしまうという、当初の生産緑地法の趣旨から言えば別に間違ったことではないのだが、こういった方に関して影響が出るので、それはどれぐらい持っているのかということと、この道連れ解除に対して何か清須市独自の救済策とかあるのか。

●事務局

道連れ解除になってくる可能性のある団地数をすぐに出すことはできない。また道連れ解除に対する市としての救済策については、現状である500㎡でまとまった土地に対して、生産緑地として以外に救済策等ないので、大きい方が解除されてしまうと、小さい方が自然と解除されてしまう土地があるということは把握している。

またそれに対する何か対策は、現状考えていない。

○会長

それでは、第1号議案について意見等ありますでしょうか。無いようですので、採決したいと思います。

第1号議案について、原案どおりとしてよろしいでしょうか。

<p>○委員全員 異議なし。</p> <p>○会長 それでは、議案について原案どおり答申します。</p> <p>●事務局 河邑会長ありがとうございました。以上もちまして、令和4年度第1回都市計画審議会を閉会します。</p>	
会 議 の 結 果	第1号議案について原案どおり可決。
問 い 合 わ せ 先	建設部 都市計画課 052-400-2911 (代表)